

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

香芝市長 福岡 憲 宏

#### 香芝市規則第1号

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 条例第16条の規定により徴収する手数料の算定において、し尿を収集及び運搬した量に10リットル未満の端数があるときは、これを10リットルに切り上げて計算するものとする。

附 則

（施行日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第4項の規定は、この規則の施行日以後にし尿を収集及び運搬した手数料について適用し、同日前にし尿を収集及び運搬した手数料については、なお従前の例による。